

平成30年6月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

平成30年7月26日
総務企画課秘書広報係

平成30年6月定例県議会（代表質問）

○自民党県議団 大田 満 議員

6月13日

①【参考】本県の「書店ゼロ自治体数」と幸福度のランキングについて（知事答弁）

【総合政策課】 社会教育課

平成28年の幸福度ランキングと「書店ゼロ自治体数」のランキングを重ね合わせてみると、かなりの相関性が感じられる。「書店ゼロ自治体」が多い都道府県が幸福度ランキングでは下位となっている。本県の場合はいかがか。

もちろん、「書店のあるなし」と人間の幸福の間にあるメカニズムについて、何も明らかになっていないが、書店のないところは、知的な偶然の出会いに乏しいことは確かで、そのことが、人間の幸福感に何かしらの影響を及ぼしているのではないかと推測されることから、あえて尋ねる。

本県の書店のない自治体数の全国順位は8位で、書店のない自治体の割合で見ると17位となっています。

一方で、日本総合研究所が、健康、文化、仕事といった特定の指標をもとに順位付けを行った「全国47都道府県幸福度ランキング2016年度版」では、本県は、総合ランキング30位となっています。

このランキングにおいては、書店に関するものとしては、「世帯当たりの書籍購入額」というものをその指標としています。これで見ると、本県は全国7位となっています。こういうところからみると、書店のない自治体数がこのランキングに直ちに影響しているというふうには考えられないのではないかと思います。

しかしながら、読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、それぞれの人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものである、このように考えています。

このため、県立図書館の充実をはじめ、県内121あります公立図書館、1,300を超える学校図書館等に対する職員等の資質向上を図る研修、また、図書に関する情報の提供、図書館相互の蔵書の貸し出し、そういった支援を通じて、書店のない自治体や旧合併区域を含めた県民の読書環境の充実を図っているところです。

②特別支援学校の整備に関する児童生徒数の状況及びこれを踏まえた整備方針の在り方について

【特別支援教育課】

〔整備方針における平成30年度の児童生徒数の推計値と実際の在籍状況及びその状況を踏まえての整備方針の在り方について見解を問う。〕

整備方針においては、平成30年度の県立特別支援学校の小・中学部及び高等部の知的障がい教育部門等の児童生徒数を2,332人と推計していました。これに対し、本年5月1日現在の速報値では2,343人となっており、ほぼ推計どおりであると考えています。

県教育委員会としては、児童生徒数の推移について今後も注視しながら、整備方針に示しています取組みを着実に進めてまいりたいと考えています。

③糸島市域を除く新設特別支援学校設置予定の2か所の状況について

【特別支援教育課】

〔糸島市域を除く新設校設置予定の2か所についてはどのような状況になっているのか。〕

「古賀及び太宰府特別支援学校の通学区域内又はその近隣地域」に設置するそれぞれの新設校については、現在、候補地の選定作業を進めているところであり、今後、できるだけ早く候補地を決定できるよう努めてまいります。

④宗像市長の特別支援学校誘致の意向に対する県教育委員会の考え方について

【特別支援教育課】

〔宗像市長の意向について、県教育委員会はどのように受け止め、今後、どのように対応していくのか。〕

「古賀特別支援学校の通学区域内又はその近隣地域」に設置します新設校について、宗像市長が誘致に積極的な姿勢を見せておられることは大変ありがたく思っているところです。

今後は、宗像市の考えをよくお聞きし、その上で、候補地に関する具体的な検討を進めてまいります。

⑤教員の大量退職期における人材確保について

【教職員課 財務課】

〔かつてない教員の大量退職及び大量採用時代を迎え、校長、教員の人材確保にどのように取り組むのか。〕

本県では、教員の大量退職期を迎え、近年、採用者数を大幅に増やしており、今年度実施の試験においては、小・中・高・特別支援学校合わせて、前年度比58人増の1,272人を採用することとしています。

また、これまで以上に、豊富な社会経験や実践的指導力を有する人材を確保するため、民間企業での勤務経験者や本県の正規教員であった者を対象とする特別選考試験の導入、さらには現職教員を対象とする特別選考試験を県外においても実施するなど、採用試験の改善を進めています。

併せて、正規教員とともに、学校を支える講師の確保策として、それぞれの経験に見合った処遇となるよう、今年度から、講師の給料月額の上限を実質的に撤廃し、改善を図っています。

さらに、経験豊富な教員の大量退職に伴い、校長のリーダーシップやマネジメント能力がより一層求められていることから、マネジメントに長けた優秀な校長の再任用について、導入を検討します。

○民進党・県政県議団 渡辺 美穂 議員

6月13日

①中学・高校における制服の選択制について

【高校教育課 義務教育課】

〔「制服選択制」そのものについて、県教育委員会としての見解を問う。〕

制服の着用については、学校における一体感・連帯感が醸成されるとともに、家庭の経済状況が表れにくいなどの点で、教育的な意義が大きいと考えています。

その一方で、生徒の体温調節や動きやすさ等の機能性、又は肌の露出を減らす防犯の観点などにも配慮し、常に制服の着用を義務付けるのではなく、保護者の負担にも留意しつ

つ、状況によっては体操服等の着用を認めたり、女子生徒がスカートかスラックスかを選択できるようにするなど、制服着用の弾力化を図る必要があると考えています。

②県立高校における制服選択制の検討について 【高校教育課】

県内すべての県立高校において選定委員会が設置されているのか、また、どの程度で開催されているのか、さらに、これまでの取組みを具体的に示した上で、県立高校に制服選択制を導入する考えを教育長に問う。

県立高校においては、保護者代表も参加する「物品選定委員会」を全校に設置し、年1回以上開催することとしており、制服の仕様を大幅に見直す場合には、この委員会で基本的な方針を策定することとなります。

県教育委員会としては、これまで、副校長・教頭会や生徒指導主事研修会等の場で、性同一性障がいの生徒に対する服装面での配慮を指導してまいりましたが、今後は、機能性や防犯対策などを含め、より幅広い観点から、校長に対し選定委員会における制服選択制の検討を促してまいります。

③市町村立中学校における制服選択制について 【義務教育課】

市町村立中学校においても、制服選択制の導入を積極的に検討するよう促すべくと考えるが、教育長の考えを問う。

中学校においても、制服着用の教育的意義を踏まえつつ、防犯や機能性への配慮を行うなどの幅広い観点から、制服着用の弾力化を図ることは重要であると考えられることから、今後の県立学校の取組みについて、市町村に情報提供を行ってまいりたいと考えています。

④常勤講師の給与体系の改正について 【財務課】

今年度より講師の給与体系を変更し、60歳以下の講師について、給料月額の上限が引き上げられたものの、県立学校と市町村立学校の講師の給料の差は昨年度よりも広がったため、常勤講師の間の新たな格差を生んでいる。二層構造から三層構造の給与体系にするような改正ではなく、市町村立学校の講師の給料も、県立学校並みに引き上げるべきと考えるが、教育長の考えを問う。

本県の常勤講師については、今年度から、給料月額の上限を実質的に撤廃し、県立学校、市町村立学校ともに、その者の経験に見合った給与水準となるよう、給与体系を見直したところ です。

ご指摘の県立学校と市町村立小中学校の常勤講師間の給料が異なることとなるのは、それぞれの学校の教育職員に適用される給料表が異なるために生じるものであり、やむを得ないものというふうに考えています。

○公明党 浜崎 達也 議員

6月14日

①妊娠した生徒の学業継続の状況について 【高校教育課】

本県の実態はどうなっているのか数字を基に教育長に問う。また、県教委としてこの状況を見て、どのような認識を持っているのか、教育長に問う。

県立高校において、妊娠の事実を把握した生徒数は、2年間で60名であり、このうち、在籍校で学業を継続した生徒は23名、転学した生徒が2名、自主退学をした生徒が35名となっています。

なお、定時制課程では、在籍校で学業を継続する事例が半数程度ある一方で、全日制課

程においては、ほとんどが自主退学となっていることから、県教育委員会としては、学習の継続を支援していく必要があると考えています。

②妊娠を理由とした退学の勧告について

【高校教育課】

〔 本県において、妊娠を理由に退学を勧める例はあったのか、また、この退学勧告について、どのような認識を持っているのか教育長に問う。 〕

今回の調査では、妊娠を理由として学校が退学を勧告した事例が全国で32件ありましたが、本県で自主退学をした生徒は、いずれも本人及び保護者の意思に基づいたものであり、通学の希望があるにもかかわらず、学校が退学を勧めた事案はありませんでした。

本県においては、退学処分に相当する重大な問題行動を起こした場合に限り、教育的配慮として退学を勧告することがありますが、妊娠を理由とした退学の勧告は行うべきではないと考えています。

③妊娠した生徒への学業継続の支援について

【高校教育課】

〔 本県として、今後の学業継続に対する支援策をどのように取り組むのか、教育長に問う。 〕

生徒が妊娠した場合には、必要な教職員間でその事実を共有した上で、例えば、体育等の実技に関し、レポート提出等で代替したり、体調不良で欠席した場合に補習を実施するなど、学習上の配慮を行っています。

また、生徒が退学を申し出た場合でも、生徒や保護者の意思を十分確認し、休学制度の活用や定時制・通信制への転学など、学業を継続するための方策について情報提供を行っているところです。

県教育委員会としては、今後とも、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた組織的な支援を充実し、母体の保護を最優先としつつ、学業継続の可能性が高められるよう指導してまいります。

④若年妊娠の実態を踏まえた性に関する指導の認識について 【体育スポーツ健康課】

〔 若年妊娠の実態を踏まえた性に関する指導や、命の大切さの授業にもっと力を入れるべきだと思うが、教育長の考えを問う。 〕

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、保健体育の授業はもとより、道徳や特別活動等において、科学的知識、命の大切さ、男女の相互理解等について、生徒の実態や発達段階に応じて保護者との連携を図りながら、計画的・系統的に実施しています。

しかしながら、近年の若年者の望まない妊娠や出産の問題に対応するためには、授業で行う一律の指導だけでは足りず、個別の指導を充実させる必要があると考えています。

このため、本県においては、平成2年度から県立高等学校に産婦人科医及び精神科医を派遣し、講演や個別相談等を行う性と心の健康相談事業を実施しています。

また、性に関する問題の低年齢化を踏まえ、今年度から公立中学校及び県立特別支援学校にも産婦人科医や助産師等の専門家を派遣する事業を開始します。

さらに、この事業の中で、医師や大学教授等で組織する推進委員会を設置し、時代の変化や多様な価値観等に対応した指導の在り方について研究してまいります。

⑤ 高校通級の生徒数と担当教員の状況及びその支援体制について 【特別支援教育課】

今年度の4地域での通級生徒数と担当教員数及び特別支援教育に携わった経験の有無はどのような状況か。また、担当教員に対する支援体制の整備について見解を問う。

今年度の通級生徒数は23人、担当教員は教諭5人、非常勤講師10人を配置することとしており、そのうち過去に特別支援教育の経験がある教員は8人となっています。

県教育委員会としては、特別支援教育課、県教育センターの指導主事による指導助言に加え、通級指導に関して高い専門性を有する各教育事務所の指導主事との連携体制を構築し、通級担当教員に対する支援の強化に努めてまいります。

⑥ 通級担当教員の専門性向上の手立てについて 【特別支援教育課】

通級担当教員の専門性向上を図るため、どのような手立てを講じるのか。

通級担当教員には、生徒の実態把握や個別の指導計画の作成、障がいによる困難を改善・克服する「自立活動」の指導等を行うための専門性が求められます。

このため、県教育委員会による通級担当教員研修会の実施や、国の研修会への派遣、県教育センターの研修講座の実施等により、専門性の向上を図っています。

⑦ 高校の通級指導に対する期待と今後の方針について 【特別支援教育課】

高校の通級指導は、学校教育法施行規則の改正により制度化されたが、教育長として、期待と今後の方針を問う。

高校の通級指導は、発達障がい等のある生徒が、学習上又は生活上の困難を改善・克服することにつながるものであり、障がいの状態や程度に応じた適切な学びの場の一つとして、特別支援教育のより一層の推進につながるものと期待しています。

今後は、制度化されて初年度となる本年度の実施状況を踏まえ、成果と課題を整理した上で、必要な改善を図るなど、より効果的な実施に向けて検討を行ってまいります。

○ 緑友会 井上 忠敏 議員

6月14日

① 【参考】 誰もがスポーツに親しむことができる環境の整備について (知事答弁)

【スポーツ振興課】 公園街路課 体育スポーツ健康課

県内のスポーツ競技施設が十分に機能強化できていない現状にどのような認識を持っているのか。また、誰もがスポーツに親しむことができる環境の整備にどのように取り組むのかについて問う。

スポーツ振興やスポーツを活かした地域の活性化を図っていくためには、その活動の拠点となるスポーツ施設の充実も重要な要素の一つであると考えています。

しかしながら、一部には、老朽化した施設やバリアフリー化していない施設などもありまして、必ずしも十分な環境が整備できているという状況ではないとこのように考えています。

このため、県においては、こうした状況を踏まえながら、順次、県有施設の改修に取り組んできているところであります。また、県内市町村に対しましても、ホストタウン制度、スポーツ振興くじ助成金等各種の支援制度の、その内容を周知いたしまして、施設の改修を促しているところであります。

今後も、将来の活用の見込み等を踏まえながら、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の身近な場所でスポーツに親しむことができるよう、環境の整備に取り組んでまいります。

②アスリートの練習環境の整備について(知事答弁)

【体育スポーツ健康課】

県内で育成した選手が、優秀な指導者や好環境を求めて県外へ進学する例がある中、世界レベルを体験できる機会の確保や、地域の指導者が国内外のトップレベルの指導法を習得することで、アスリートが継続的に県内で練習できる環境を整備することが課題と考えるが、その課題の解決方法について問う。

本県ゆかりの選手がオリンピック等の国際大会で活躍することは、県民の皆様に夢や希望を与え、スポーツの力で本県がより元気になるものと考えています。そのためには、選手の育成強化や県内指導者の指導力の向上というものが必要となってまいります。

このため、県においてはジュニアアスリート育成強化事業を昨年度から実施し、選手の遠征・合宿の支援を行うほか、競技団体の指導者を国内外に派遣し、最新の指導方法を学ぶ機会を提供しています。

これらの事業を通じて、選手が福岡にいながら、最新の指導を受けることが出来るよう、優秀な指導者の確保など、練習環境の整備に努めてまいります。

③学校で起きる法律問題への対処について

【義務教育課】

〔 本県では現在、学校で起きる様々な法律問題にどのように対処しているのか。 〕

法的な課題が生じた場合、通常、学校では、校長等管理職を中心として、教育委員会や関係機関と連携し、組織的に対処しています。

なお、その際、法的に高度な判断が必要な場合は、各市町村の顧問弁護士等と相談するなどにより、対処しています。

県教育委員会としては、学校が法令に基づく適切な対応が行えるよう、公立小中学校の管理職等を対象に、弁護士を講師とした危機管理に関する研修を実施しています。

また、法的な問題を含む規範意識の育成のため、児童生徒及び保護者を対象にした学習会において、弁護士等を派遣する支援を行っています。

④法律家が活用されている場合の利点及び課題について

【義務教育課】

〔 法律家が活用されている場合、どのような利点があり、また、さらにより制度にするためにどのような課題が挙げられるか。 〕

法律の専門家を研修で活用することにより、校長等管理職が、学校の法的な課題への対処の仕方について、基礎的な考え方を身に付けることができると考えています。

今後の課題としては、学校が抱える課題により即した研修となるよう内容の充実を図るとともに、法的な問題について、学校が適時に支援を受けられる方策を検討する必要があると考えています。

⑤国の方針についての県の受け止め及び今後の取組みについて

【義務教育課】

〔 文部科学省の「スクールロイヤー」活用方針について、県としてどのように受け止め、今後取り組んでいくのか、見解を問う。 〕

国においては、法律の専門家を活用した学校への支援体制の構築が、いじめの防止や学校における働き方改革に資するものとして、調査研究が行われていると認識しています。

県教育委員会としても、法律の専門家を学校の法的問題の解決に活用することは必要と

考えています。

現在、法律の専門家の配置や活用方法等の課題について、国の調査研究が進められていることから、今後、その成果を注視しつつ、活用の在り方を研究してまいりたいと考えています。

平成30年6月定例県議会（一般質問）

○自民党県議団 吉松 源昭 議員

6月15日

①無賃乗車に係る子どもの教育上の問題について

【義務教育課】

〔 無賃乗車が横行している事態は、風紀上、あるいは子供たちの教育上、大きな問題だと考えるが、教育長の考えを聞く。 〕

子供たちの目の前で、無賃乗車等の法に反する行為が行われているとすれば、規範意識の育成に悪影響を及ぼすものです。

しかし、子供たちが、生きていく上で、法に反する行為をしないように教えることが教育の責任であり、例え、人に見られていなくても、善悪の区別をしっかりと判断し、自ら行動を律することができるよう規範意識を育てることが重要です。

各学校においても、このような考えの下、道徳の学習を中心にしっかりと指導されているものと考えています。

○民進党・県政県議団 大田 京子 議員

6月15日

①SNSを活用した子どもの相談体制について

【義務教育課】

〔 SNSを活用した子ども相談体制の構築の有効性についてどう認識しているのか。その上で、本県も国や事業者などと連携して早急に構築する必要があると考えるが、教育長の考えを問う。 〕

長野県の昨年11月の中間報告によれば、SNSによる相談により、「一人で悩む子供の潜在した相談ニーズの発掘」や「子供の悩みの芽を解決可能な時期に早期に摘み取る」などの成果があると聞いており、児童生徒が気軽に相談し、早期の対応ができるようになることが期待できると考えます。

ただし、先ほど知事から答弁があったように、自殺等に関する深刻な悩みに対しては、SNSでは「共感」や「寄り添い」などを通して深く関わっていくことに限界があり、問題解決を図るために電話や対面による相談へと繋げていくことが課題であると考えています。

今後は、他県でのSNSの活用事例を研究し、本県における適切な相談体制の在り方について検討してまいります。

○民進党・県政県議団 佐々木 允 議員

6月15日

①「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の認識について

【体育スポーツ健康課】

〔 国が今年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」には、運動部活動の適切な指導に向けた取組内容が詳細に書かれているが、教育長はこのガイドラインにどのような認識を持っているのか。 〕

本ガイドラインは、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じ、運動部活動が多様な形で最適に実施されることを目的として策定されたものです。

県教育委員会としては、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・

能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするため、国のガイドラインに沿って、適切に対応すべきであると考えています。

また、本ガイドラインに基づいた部活動の運営は、教員の働き方改革にもつながるものと考えています。

②ガイドラインの周知徹底について

【体育スポーツ健康課】

本ガイドラインの趣旨を、県立学校だけではなく市町村教育委員会に対しても周知徹底を図ることが重要であると考えているが、どのように周知し、その後の適切な運用について把握していくのか。

県立学校及び市町村教育委員会に対し、本ガイドラインについて通知するとともに、県立学校長会をはじめ、各市町村教育長及び校長会、保健体育科主任会等において、本ガイドラインの趣旨や具体的内容について説明しています。

また、県や市町村教育委員会が、国のガイドラインを受けて策定する運動部活動の方針を示すまでは、学校は、本ガイドラインに則り適切に対応するよう周知しています。

今後、県立学校に対し、休養日等、部活動の運営状況に関する調査を実施し、実態把握に努めるとともに、各種研修会等を通じて継続的に指導し、課題のある学校に対しては個別に指導してまいります。

また、市町村教育委員会に対しては、県の調査方法等の情報を提供するなど、それぞれが設置する学校の実態把握に努めるよう促してまいります。

③ガイドラインに係る今後の対応について

【体育スポーツ健康課】

今年3月に出された本ガイドラインの策定通知では、方針の策定や公表、フォローアップなど、実効性の確保を強く求めているが、県教育委員会として今後、どのように取り組んで行くのか。

運動部活動は、我が国のスポーツ振興を支えてきたばかりでなく、学校教育の一環として生徒の心身の発達や人格形成等に資するとともに、教職員にとっても、学級や授業中には見ることのできない生徒の姿を把握できるなどの教育的意義があります。

そのため、県教育委員会としては、運動部活動が持続可能なものとなるよう、今年度、学識者や公立・私立学校の代表校長、学校体育団体の代表者等で構成する運動部活動調査研究委員会を設置し、適切な休養日の設定や地域との連携の在り方、校務分掌や家庭の状況に配慮した顧問の決定方法など、本県の運動部活動の方針を策定することとしています。

○公明党 高橋 雅成 議員

6月18日

①学校現場における筋痛性脳脊髄炎(ME)／慢性疲労症候群(CFS)の子どもの対応について

【体育スポーツ健康課】

学校現場においてME／CFS患者と思われる子どもの存在は確認されているか。また、確認された場合の対応について問う。

今年度、県立学校では、本疾病の児童生徒の在籍は2校で2名確認されています。

本疾病の児童生徒が在籍する学校では、当該児童生徒の症状や対応の在り方について、保護者及び主治医と連携を図り、保健室への登校及び個別の学習指導を実施すること、体育の授業及び体育的行事の参加を配慮すること、登下校の時間に幅を持たせることなど、個別に対応しています。

②教員の研修機会について

【体育スポーツ健康課】

〔 ME/CFSの子どもへの対応の仕方について、教員に研修の機会を与えるべきと考えるが、教育長の見解を問う。 〕

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群は、学校現場において、あまり認知されておらず、その対応の仕方も知られていないことから、県立学校及び市町村立学校の管理職研修会や養護教諭研修会等を通じて、本疾病の症状に応じた配慮事項や個別指導の在り方等について周知してまいります。

③負荷運転をしてこなかった理由について

【施設課】

〔 なぜ負荷運転をしていない状況が長年放置されてきたのか。負荷運転をしてこなかった理由について教育長に問う。 〕

特別支援学校や社会教育施設等に設置している自家発電設備については、専門業者に委託して機器点検及び総合点検を実施していましたが、点検基準で求められている負荷運転が行われていない施設がありました。

これは、施設管理の責任を有する私共の認識が不足していたことによるものです。

④今後の取組みについて

【施設課】

〔 安全点検が完璧に行われてこなかったことについて教育長には猛省いただきたいが、今後、このようなことがないように、取組みへの決意を問う。 〕

今回、負荷運転をしていなかった施設については、点検基準に定める負荷運転を、夏季休業期間など教育活動に支障が生じない時期に速やかに実施します。

今後このような事態が生じないように、校長会議や事務長会議等の場を通じて、法令の周知徹底を図り、施設の安全確保に努めてまいります。

○民進党・県政県議団 中村 誠治 議員

6月18日

①トップアスリートの育成について

【体育スポーツ健康課】

〔 少子化の時代におけるトップアスリートの育成について、どう取り組んでいるのか、また、今後、どういう展望を持っているのか問う。 〕

本県では全国に先駆け、タレント発掘事業を始め、世界を目指すジュニアアスリートの育成に取り組んでまいりました。

この事業の選考会参加者は年々増加しており、昨年度は5万人を超え、本県におけるアスリートを目指す子どもたちの裾野は広がってきていると認識しています。

これまでの取組みにより、国際大会出場者43名、日本一達成者62名を輩出するなどの成果も出ており、全国的にも高い評価を得ているところです。

また、昨年度からジュニアアスリート育成強化事業を実施し、将来有望な中学生やオリンピック等へ出場可能性が高い高校生並びにその指導者の海外等への遠征を支援しています。

少子化時代におけるトップアスリートを輩出するためには、ジュニア期からの発掘・育成・強化が効果的です。

このため、今後はタレント発掘事業参加者の更なる拡充を図るとともに、世界の舞台を視野に入れたジュニアアスリートの更なる育成強化を図ってまいります。

○民進党・県政県議団 岩元 一儀 議員

6月19日

①ネット依存等に係る認識と取組みについて

【義務教育課】

〔 ネット依存やトラブル防止についての学校教育における課題認識と、これまでの
の県教育委員会の取組みについて教育長に聞く。 〕

情報機器の急速な普及に伴い、スマートフォンの長時間利用による生活習慣の乱れや学業への影響、さらには、不適正な利用による犯罪被害等の発生が指摘されており、児童生徒にインターネット等の適正な利用の仕方についての理解を促すことが大切です。

このため、学校では、情報教育を行う教科や、道徳、特別活動など、教育課程全体を通して、情報モラルや情報手段を適切に活用できる力を育成することに努めています。

また、県教育委員会においても、県PTA連合会との連携によるスマートフォン使用のルールづくりの取組みを進めるとともに、ネット利用に伴う依存やトラブルの問題について児童生徒と保護者がともに学ぶ機会の充実を図るため、学校に専門家を派遣するなどの支援を行っています。

②インターネットの適正利用に係る取組みについて

【義務教育課】

〔 岡山県教委では専門機関で活用されているチェックシートを配布して対策に乗り出している。本県もこれを参考にし、導入してはと思うが、教育長の所見を聞く。 〕

ネット依存の改善・防止については、自身の使用状況に対する本人の気づき及びゲームやSNSなど個々人の状況に応じた対応が必要です。

今後、岡山県の取組みも参考に、学校・家庭が一体となった、スマホやインターネットの適正な利用の促進について指導を工夫してまいります。

③ネットのトラブル等における相談相手について

【義務教育課】

〔 ネットでトラブル等があったとき、相談相手が保護者や友達が多く、先生に相談したケースが少ない。早期に適切な対応をするためにも改善を図る取組が必要ではないかと考える。教育長の所見とこうした問題に取り組む意気込みを聞く。 〕

子供たちがネット上でのトラブルや困ったことがあった際、教員や家族、専門家等を含む幅広いチャンネルを通じて気軽に相談できる環境を構築しておくことが大切です。

今後、学校においては、教員が児童生徒や保護者に寄り添い、アンテナを高くして、悩み等を早期に把握し、速やかに対応できるよう、理解啓発に努めてまいります。

○日本共産党 高瀬 菜穂子 議員

6月19日

①教育現場におけるLGBTなど性的少数者に対する取組みについて

【人権・同和教育課 高校教育課】

〔 文部科学省から性的マイノリティの子供への配慮を求める通知が出されているが、本県ではどのような取組みがなされているのか。 〕

まず、性的少数者に対する教職員の適切な理解の促進が必要であることから、教職員の研修用資料に、LGBTに関する国の通知や指定校における研究内容を掲載するとともに、管理職の研修会や各学校の校内研修などの機会を捉えて、通知内容の説明や児童生徒への具体的な支援について演習・協議等を実施しています。

また、児童生徒への対応については、県立高校では、個別の事案に応じて自認する性別

の制服等の着用を認めたり、職員用のトイレや更衣室の利用を認めたりするなどの配慮が行われています。

なお、今年3月に改定された「福岡県人権教育・啓発基本指針」において、新たに「性的少数者」への教育活動や施策の方向性を示したところです。

②男女混合名簿の使用とその在り方について

【高校教育課】 義務教育課】

現在、小中高における男女混合名簿の実施率はどうなっているのか。入学式・卒業式などの並び方なども含め、必要以上に男子・女子を分けない考え方を教育活動に生かすことについて、教育長の見解を伺う。

現在、名簿を男女混合で編成している学校の割合は、公立小学校で96.5%、公立中学校で96.1%、県立高校では33.1%となっています。

申すまでもなく、学校教育活動については、一律に男女別とするのではなく、その目的や内容等に応じて適切に実施すべきものです。

その際使用する名簿についても、目的・用途に応じるほか、性同一性障がい等への配慮など、近年の社会的情勢を踏まえて、各学校において、その在り方を検討する必要があると考えています。